

尖閣諸島海域における中国漁船領海侵犯に関する抗議決議

尖閣諸島は、日本が領有しており、沖縄県石垣市に属している。

尖閣諸島の領有に関し、日本政府は明治18年から10年余り調査し、世界情勢を考慮しつつ、いずれの国にも属していないことを慎重に確認した上で明治28年1月14日の閣議で決定し沖縄県に編入して以来、日本人の入植が行われ、昭和15年に無人島となるまでかつおぶしの製造工場が操業し漁業や林業を営んだ経緯があり、昭和35年に当時の中国政府が発行した「外国地名手冊」には明白に日本領と記されている。

このように、歴史的にも国際的にも尖閣諸島が日本の領土であることは明白である。

しかしながら、当該周辺海域においては、今年8月中旬に一日で最大270隻の中国漁船が確認され、日本の領海内に70隻程度が侵入しており、我が国の漁業者が安心して操業できないという極めて看過できない事態となっている。

このような中、去る9月7日午前、尖閣諸島の久場島沖の日本領海内において、違法操業をしていた中国漁船が停船を命じた海上保安本部の巡視船にみずからを衝突させ、海上保安官の職務を妨害するという事態が発生した。

よって、本市議会は、貴国漁船による領海侵犯並びに公務執行妨害に対し強く抗議し、今後このようなことが起こらないよう強く要請する。

以上、決議する。

平成22年9月28日

横浜市議会